様式第３（第30条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の22において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　月　日発行

大　臣　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録機関事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の22　（前略）第27条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、（中略）第27条第１項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

(3)　第27条第1項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第４（第36条関係）　（略）

様式第５（第46条関係）

（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の33において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第33条の33　（前略）第27条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、（中略）第27条第１項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略

（新規）

様式第２（第９条関係）　（略）

様式第３（第18条関係）

（表）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の15において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第33条の15　（前略）第27条の規定は認定関係事務について（中略）準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」（中略）と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2)　略